

地方税法等の改正に伴う八王子市市税賦課徴収条例及び八王子市都市計画税条例の一部改正について

1 報告趣旨

令和6年度税制改正により、令和6年(2024年)3月30日に公布された地方税法等の改正に伴い、八王子市市税賦課徴収条例及び八王子市都市計画税条例の改正が必要となった。これらの条例改正のうち、令和6年(2024年)4月1日に施行しないと支障が生ずるものについて、令和6年(2024年)3月30日付で地方自治法第179条の規定に基づく市長の専決処分により条例の一部改正を行ったため報告する。

2 報告内容

(1) 八王子市市税賦課徴収条例の改正

ア 個人市民税

所得税・個人住民税の定額減税に関して、令和6年度(2024年度)の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の特別税額控除を行うもの

※ 納税者の合計所得金額が1,805万円以下の場合に限る。

※ 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者については、令和7年度分の所得割の額から、1万円を控除する。

※ 定額減税による個人住民税所得割の減収額については、全額国費で補填される。

イ 固定資産税

(ア) 土地に係る負担調整措置の延長

現行制度を令和8年度(2026年度)まで延長するもの

(イ) 用途変更宅地等に係るみなし課税の継続

小規模住宅用地・一般住宅用地・非住宅用宅地等への用途変更を行った場合の課税標準額は、変更後の用途における「平均負担水準による方式」で算出するのではなく、前年度以前から変更後の用途であったものとみなして負担調整措置を適用する「みなし方式」で算出する措置を継続するもの

(ウ) 課税標準の特例に関する規定の削除

令和6年(2024年)3月で適用期限をむかえる課税標準の特例について、関連する条例の規定を削除するもの

(エ) 新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置における申告の見直し

マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められるときは、区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、減額措置を適用できることとするもの

ウ 法令の改正に伴う規定の整備

地方税法等の改正に伴う引用条文の項ずれ等に対応するもの

(2) 八王子市都市計画税条例の改正

上記(1)イ(ア)・(イ)・(ウ)、ウに係るもの

※ 固定資産税と同じ負担調整措置の延長等を都市計画税においても行うもの